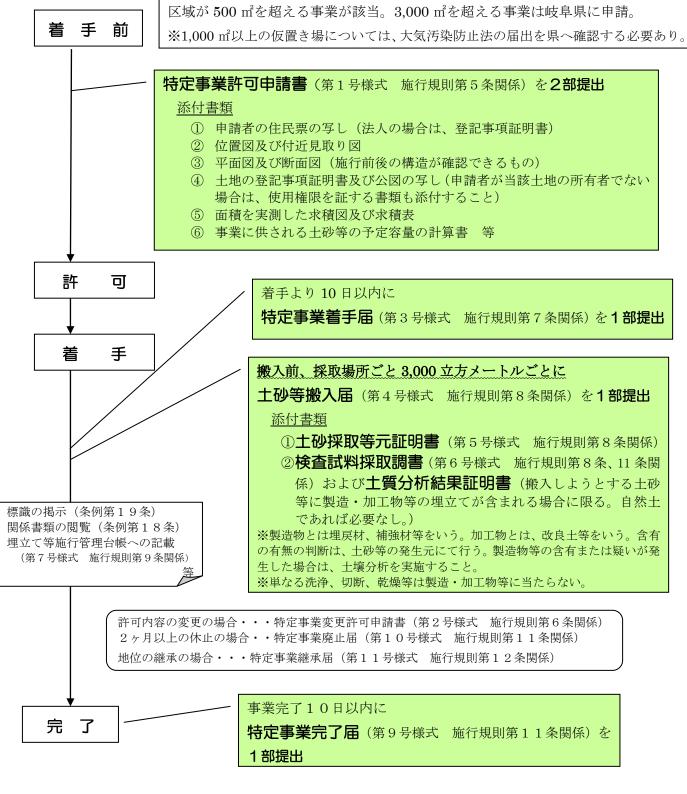
中津川市埋立条例 申請フロー図



油田士気配

中津川市役所 環境政策課 0573-66-1111 (内線 125)

【用語説明】

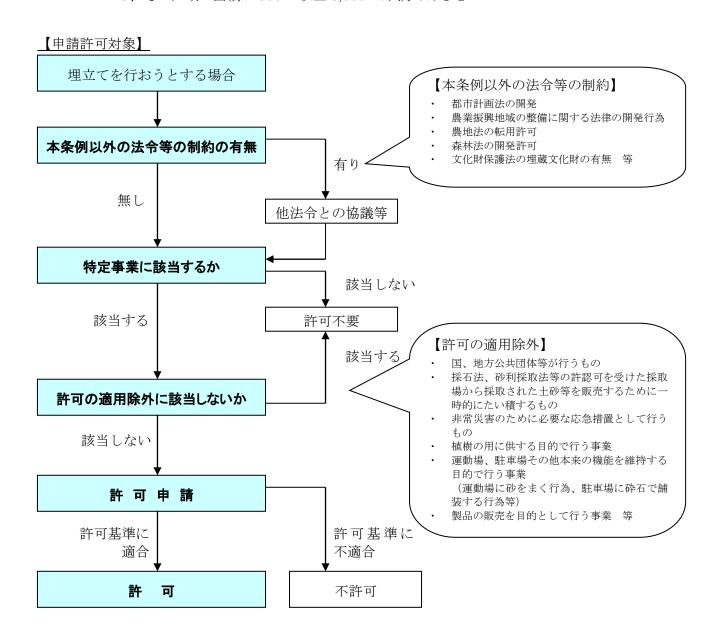
埋立て等:土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積(製品の製造又は加工のための原

材料のたい積及び採石、砂利を除く。)をする行為

土砂等:埋立て等に供される一切の物(土砂、岩石、化石等自然物のほか、埋戻材も該当)

特定事業:埋立て等を行う区域以外の場所において採取又は製造が行われた埋立て等であ

って、その区域の面積が 500 m²以上 3,000 m²未満であるもの



※埋立等に当たらない行為

- ・アスファルト等による舗装行為(舗装前の土砂等による埋立行為は該当)
- ・砕石又は再生砕石を使用して構造物(道路舗装、基礎材等)を設置する行為
- ・事業前に確保(剥離、移動)してあった耕作土(表土)で覆う原形復旧行為
- ・地盤を安定させる目的で使用するセメント等または石灰系を用いる行為